

Title 「契約における均衡」に関するコメント②
Sub Title

「契約における均衡」に関するコメント②

カルロス・ピサーロ・ビルソン

山 代 忠 邦／訳

私が命じられた任務は、フランス債務法改正の中の契約における均衡に関するデエ（Deshayes）氏の報告に対してコメントすることである。

デエ氏の報告から導き出すことができる中心をなす考えは、原則として給付に対する契約における均衡を求めることの拒絶である。契約の均衡は契約成立にとっての有効要件ではなく、そして、給付の均衡は契約の効力に従った履行の有効要件でもない。とりわけ、無効原因としてレジオン（過剰損害）はなくなり、厳格な適用要件に鑑みると控え目な契約改訂が導入された。そして、著しい不均衡を原因とする契約内容のコントロールの容認は、消費法における附合契約そして事業者間の附合契約に関してすでに存在している規律を一般化したに過ぎない。

すべてが変わったが、何も変わっていない。

まず、契約改訂に関して何点か。

たとえ大多数の民法典において契約改訂が以前から認められていたとしても、難解な概念である契約における均衡は、ラテンアメリカの法律家にとっては新たな問題である。不予見理論は、イタリア民法典をもとにして、コロンビアでは 1972 年に法定され、ブラジル民法典においては 2002 年に認められた。チリとベネズエラを除いて、不予見理論は、ボリビア、ペルー、パラグアイ、アルゼンチンと、至る所で容認されている。しかし、不予見理論は、契約の拘束力

を減退させはしなかった。というのも、不予見理論の制度を適用するに際して、裁判官が非常に厳格であったからである。フランスの学説によれば、フランスにおいても同様の状況になるであろう。非常に象徴的な契約改訂を認めることは、大々的になされてはならない。

この流れに従って、ラテンアメリカ契約原則（PLDC）は、契約改訂を認めている。

オルドナンスの規定に関して、以下の疑問が生じうる。すなわち、裁判官に契約内容を調整する権限を与えることが適切であるのか。また、契約改訂がなければ契約を解除あるいは終了させる裁判官の権限は制限されるべきではないのか。契約改訂がなければ契約を解除又は終了させることは、不予見があれば、当事者に対して契約解除の脅威のもとで真率な交渉を命じることを可能にする。契約を修正する裁判官の権限はない。

しかし、フランスの改正の特徴は、おそらく裁判官の権限である。裁判官は、不予見があれば契約を解除することができるだけでなく、法律による制約なく、契約解除をすることができる。判例は、不予見のまれな事案に関して判示することになるであろう。

一方で、逆方向の不予見理論についての議論はなかったのかとの疑問が生じうる。それは、当事者が契約成立後の事情変更により、反対給付として取るに足りない給付を受領する場合である。例えば、井戸の賃貸借の賃料が、合意後、水の価格の高騰により、低額となった場合、契約改訂を認めることはできるのか。債務者は、自らの債務を履行することができるだけでなく、その債務は過重でもない。債務者は、反対給付として、財の価値に照らしてあまりにも少ない価額しか得ていないだけである。

難題も見受けられるため、答えは定かではない。逆方向の不予見理論は、誤った経済決定を隠してしまう。

フランスの改正には、ハードシップ条項に関する規定が欠けている。当事者は契約改訂を排除することができるのか。また、契約を修正することができるのか。もちろん、当事者の意思をもって不予見理論の要件又は効果を変更する

ことができるとしなければならない。当事者が不予見の場合に契約改訂を排除することができるかについては消極的にならざるをえない。現物履行の経済的制限に関する問いは同様の問題である。当事者はこの制限を排斥することができるのか。いずれの規律も現物履行に関連する不均衡な契約又は濫用を回避しようとすることから、疑問の余地がある。

他方、著しい不均衡の導入は、多少なりとも、フランス法の進展に対する答えであった。附合契約に限られてはいるが、まずは消費者、次に事業者、最後に一般法と。

PLDC の検討会において、過度な不均衡に関する一般規定を設ける可能性について議論がなされた。契約が一方当事者に信義誠実の原則に反する過剰な利益を与えるときには、他方当事者は契約の変更若しくは契約条項の 1 つの変更、又は契約の無効を求めることができる。

契約成立段階において、過度な不均衡は契約条項の変更あるいは契約の無効を正当化する。これは、契約の一部無効の場合である。

より重大な問題は、過度な不均衡があるということを明らかにする筋道にある。過度な不均衡の認定にあたっては、あらゆる事情、特に損害を被る者の経済的依存関係、経済的困窮の程度、需要の切迫性、無知、あるいは経験不足が考慮されるであろう。加えて、当事者間の信頼関係もまた、契約の性質及び目的と同様に、考慮されなければならないであろう。損害を被った当事者の請求により、裁判官は、信義誠実の原則に従って、当事者が結んだ合意に適合するよう契約内容を調整することができなければならない。

以上の提案は、フランスにおける改正を越えるものである。というのも、契約の改訂又は一部無効の仕組みとしてのレジオン導入の問題だからである。

レジオンの導入は会社にとってあまり魅力的ではない原則を復活させることから、この規律は、いずれにせよ、穏当ではない。

契約内容をコントロールする手段として、かつてのコースの考えを取り上げなければならない。ローマ法体系のラテンアメリカにおいて、コースは、依然として、契約の存在及び有効性の要件である。PLDC の検討の際、「契約及び

債務のコース」という、かなり古典的な見出しの下にコースを導入することが提案された。

すべての債務はコースを有していなければならない。コースは、明示されていなかったとしても、その不存在が証明されない限り、存在するものと推定される。契約のコースは、適法なものでなければならない。

なぜ、コースの維持を主張するのか。まず、この古い制度は、ラテン系の法文化内のすべての民法典、教科書、研究論文、判決及び決定にあらわれているという伝統がある。しかし、伝統は十分な論拠とはならないことはよく知られているため、コースの有用性が探求されなければならない。ラテンアメリカの多くの国では、コースは契約における不均衡をコントロールする手段である。コースを用いることによって、契約の内容は適当なものとされる。

アルゼンチンの新民法典は、次のような場合に、契約の一方的解除を認めている。それは、契約成立時点で存在していた状況に、両当事者が予見できたわけではなく、かつ解除を望む当事者が引き受ける危険を上回る著しい変化が生じたことにより、契約目的の決定的な達成不能があるときである。ほぼ予見理論であるが、微妙な違いは、契約のコースの達成不能を根拠としている点にある。

要するに、一般的な見解とは異なり、コースはラテンアメリカに健在している。

契約の有効要件としてコースを除外しながらも、契約条項に対する不均衡のコントロール手段に関する伝統的な考え方を維持したフランスの改正に向けられる疑問は、その正当化根拠はコントロール手段としてのコースの増大を避けるという、むしろ政策的なものだったのではないかということである。言い換えると、契約内容をコントロールする判例の展開を阻止するためだったのではないか。コースを条文には定めずに、今般の改正前に判例によってすでに示されている考え方を受容しつつ、裁判官が契約内容の調理に取りかかることを自制することは可能であるのか。時の経過がこのことを明らかにしてくれるだろうが、その理由がいささか愚直であると知ることができる。

ジェニコン（Genicon）氏によれば社会的経験の詰まった、無視することのできない契約条項の消滅を避けることが差し当たり好まれる。

まとめ

ラテンアメリカにおいては、契約は均衡を保っているという原則あるいは必要性は存在しない。デエ氏が述べたように、契約の経済的均衡は求められないであろう。しかし、一定の不当な状況は許されてはならない。どのようにして、その状況を打開するのか。

まず、契約改訂は、たとえ実務的な重要性は大きくないとしても、至る所で受け入れられている。商取引契約における契約改訂に関する条項が、法律に従った契約の調整よりも重要である。

著しいあるいは過度な不均衡に関しては、契約条項の一部が否定される。コースによるにせよ、特別な規定によるにせよ、他方当事者を排して、不釣り合いな特権又は権利を一方当事者に与える契約条項を制限するために、ある程度のコンセンサスが形成されはじめている。

最後に、裁判官の影響力、すなわち不均衡を評価し、これにかかわる制度を適用する裁判官の権限は、判例を契約内容に関する基本的権利の源泉とする。